

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人角田光永の上告趣意第一は、判例違反をいうが、原判決によれば、本件は、被告人が交差点において右折するにあたり、あらかじめ道路中央に寄らず、かつ、交差点の中心直近内側から右折を開始せず、一旦道路左側に寄つた場合であるというのであるから、所論引用の判例と事案を異にし、本件に適切でなく、同第二ないし第四は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、本文のとおり決定する。

昭和四八年一一月一四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	林	益	三
裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸		盛	一
裁判官	岸	上	康	夫